

## 豊かな暮らしを創る身近な「三重の木づかい」推進事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

### 1 目的

三重県では、令和3年10月に施行した「みえ木材利用方針」に基づき、県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現を目指し、様々な場面での木材利用の推進に取り組んでいます。

日常生活における木材利用を推進するためには、県民が気軽に木づかいに取り組むことができる環境が重要であることから、本事業において、県産材を使用した魅力的な生活用品を充実させるとともに、身近に県産木製品に触れることができる機会の提供を行います。

また、木製品を使う意義や森林の大切さを学ぶツアーの実施等により、木づかいの意識の醸成にも取り組み、日常生活で当たり前のように木材が使われる社会づくりを目指します。

### 2 業務内容

#### (1) 委託業務名

豊かな暮らしを創る身近な「三重の木づかい」推進事業業務委託

#### (2) 委託期間

契約の日から令和6年3月19日（火）まで

#### (3) 委託内容

別添業務仕様書のとおり

### 3 契約上限額

4,710,200円（消費税および地方消費税を含む）

### 4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

#### (1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

#### (2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 5 質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関し質問がある場合は、以下により質問をしてください。

### (1) 質問の受付期限

令和5年5月9日(火)12時まで(必着)

### (2) 質問の方法

質問は、FAX又は電子メールで受け付けます。送信後は、電話にて着信の確認を行うこと。

なお、質問文書には、組織名の他、担当窓口の部課名、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを明記すること。

### (3) 質問の提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部森林・林業経営課

Tel: 059-224-2565 FAX: 059-224-2070

E-mail: shinrin@pref.mie.lg.jp 担当: 西

### (4) 質問の内容

質問は原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答しません。

### (5) 質問に対する回答

受けた質問及びその回答については、令和5年5月10日(水)15時までに、原則として県ホームページ内の次のページ配下に掲載します。

トップページ > 県政・お知らせ情報 > お知らせ情報 > 企画提案コンペ等情報(公告・結果)

## 6 参加資格確認申請書の提出

本事業を受託しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ参加資格確認申請書」(第1号様式)を作成のうえ、1部提出すること。

### (1) 提出期限

令和5年5月11日(木)15時必着

### (2) 提出方法

持参又は郵送のいずれかで提出すること(電子メール又はFAXによる提出は受け付けないこととする)。

持参の場合の受付は、三重県の開庁時間内に限ります。郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付してください。また、提出先に電話し、到達確認を行ってください。

### (3) 提出先

上記5(3)に同じ

### (4) 提出書類

ア 「企画提案コンペ参加資格確認申請書」(第1号様式)

イ 上記アに記載の添付書類一式

## 7 参加資格確認結果の通知

三重県は、上記6の確認結果を、令和5年5月29日（月）15時までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知します。

## 8 企画提案資料の内容

上記7により、参加資格があることの確認を受けた者は、以下により企画提案資料を提出してください。

### (1) 提出期限

令和5年6月2日（金）15時必着

提出は持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は電話にて到着を確認すること（電子メール、FAXによる提出は受け付けないこととする）。

### (2) 提出方法

上記6（2）に同じ。

### (3) 提出先

上記5（3）に同じ。

### (4) 提出資料

#### ア 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

原則A4版、両面長辺綴じ印刷、文字サイズ12ポイント以上。

表紙を含め20ページ以内（長辺側を綴じてください）。

企画提案書には、業務仕様書の「4 委託業務の内容」の項目に沿い、以下の内容について、できる限り具体的に記載してください。

#### (ア) 実施方針

各業務を実施するうえでの方針やコンセプト等を記載してください。

#### (イ) 業務実施方法

各業務の実施方法について記載してください。特に、各業務の周知方法については詳細に記載してください。

#### (ウ) 業務スケジュール

業務行程のスケジュールを提案してください。

#### (エ) 類似事業の実績

同様の事業についての実績の有無及びその内容について記載してください。

#### (オ) その他

- ・新型コロナウイルス感染防止対策に向けた対応方法について記載してください。
- ・他者に対して優位であると思われる点等、その他追記事項があれば記載してください。

#### イ 見積書 8部（コピー可。ただし原本1部要）

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して一式とするだけではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。なお、見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

## ウ 提案事業者の概要書 8部

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な企業等を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。

### (5) 注意事項

企画提案書の内容は、見積書に記載された見積価格で全て実現できるものとする。

## 9 選定委員会でのプレゼンテーション

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「豊かな暮らしを創る身近な『三重の木づかい』推進事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

当該審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

### (1) 日時

令和5年6月7日（水）13時30分から順次

### (2) 場所

三重県庁会議室（予定）

### (3) 内容

プレゼンテーション10分、質疑10分（予定）

### (4) 方法

提出済みの企画提案資料（紙）を用いて口頭で説明をしてください（プロジェクター、スクリーン、タブレット端末による説明も可。三重県が準備します）。

### (5) 備考

提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、書類審査通過者を5者程度選定した上で、当該書類審査通過者によるプレゼンテーションを実施します。

提案者が多数の場合の書類審査の結果については、提案したすべての者に令和5年6月5日（月）17時までに電子メール又は電話で通知する。

### (6) その他

- ・プレゼンテーションへの参加は必須とし、参加のあった提案者のみ審査する。
- ・プレゼンテーションの時間割等については、提案書を提出したすべての者に令和5年6月5日（月）17時までに電子メールまたはFAXで連絡する。

## 10 選定委員会にて最優秀提案を選定

三重県は、上記9の内容を含め、審査を行い、最優秀提案を選定します。

審査の結果、最優秀提案（契約の相手方候補となる者の提案）に該当する提案がない場合もあります。

企画提案コンペの選定基準は以下のとおりです。

### (1) 的確性

委託業務の目的を的確に理解し、反映した提案となっているか。

(2) 普及性 (比重配点×2)

木製品の良さをより多くの県民へ普及し、木づかいの意識の醸成につながる効果的な提案となっているか。

(3) 実行性

実施スケジュールが具体的であり、計画を確実に実行できる提案となっているか。

(4) 経済性

見積限度額内でより効果的な経費運用がなされているか。また、見積額及び積算内訳は適当か。

(5) 専門性

事業実施にかかる豊富な知識やノウハウを有しているか。また、過去に、提案した内容に類似した業務を行った経験を有しているか。

## 11 選定結果の通知

三重県は、上記 10 の選定結果を、令和 5 年 6 月 8 日 (木) 15 時までに、提案したすべての者に対し電子メール又は電話により通知します。

## 12 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者は、選定結果の通知を受けた日の翌日までに次の書類を提出 (提示可のものにあっては、提出又は提示) してください。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書 (その 3 未納税額のない証明用)」(有料) (選定結果通知日から過去 6 ヶ月以内に所管税務署が発行したもの) の写し (提示可)

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(無料) (選定結果通知日から過去 6 ヶ月以内に三重県の県税事務所が発行したもの) の写し (提示可)

(3) 過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書 (第 3 号様式)

(4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者 (物件契約) 登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者 (物件契約) 登録申出書」(第 4 号様式)

※ (1) (2) にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税 (徴収) 猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出 (提示可) ができない場合は、「申立書」(第 5 号様式) を提出 (FAX または メール可) してください。

## 13 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県農林水産部森林・林業経営課において示します。

(2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しく

は申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(3) 契約は、三重県農林水産部森林・林業経営課において行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

#### 14 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

#### 15 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

#### 16 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### 17 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

#### 18 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」の規定により暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定に

より「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 19 その他

### (1) 企画提案に関する事項

- ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。
- イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しません。
- ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。

### (2) 契約に関する事項

- ア 原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- イ 成果品の全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含みます。）は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。
- ウ 委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うものとします。
- エ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に罰則規定があるので留意してください。

### (3) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
- イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し 2 以上の見積をしたとき。
- ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- エ 提案に際して談合等の不正があったとき。
- オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。
- カ 見積書に記載された見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた額）の 100 分の 110 に相当する金額が契約上限額を超えているとき。
- キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

- (4) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします（三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載しています）。

## 20 連絡先

上記 5（3）のとおり。